

1. 飲用水水質検査・第1コース

全項目検査（51項目）

区分	No.	項目	基準値	
健康に関する項目	病原微生物	1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
		2	大腸菌	検出されないこと
	金属類	3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
		4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
		5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
		6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
		7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
		8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
	無機物	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
		10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
		11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
		12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
		13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
	有機物	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下
		15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
		16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
		17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下
		18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
		19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
		20	ベンゼン	0.01mg/L以下
	消毒副生物	21	塩素酸	0.6mg/L以下
		22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下
		23	クロロホルム	0.06mg/L以下
		24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下
		25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下

	26	臭素酸	0.01mg/L以下	
	27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	
	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	
	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	
	30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	
	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	
性状に関する項目	金属類	32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0mg/L以下
		33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 0.2mg/L以下
		34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 0.3mg/L以下
		35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
		36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 200mg/L以下
		37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.05mg/L以下
	無機物	38	塩化物イオン	200mg/L以下
		39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下
	一般性状	40	蒸発残留物	500mg/L以下
	有機物	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
		42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下
		43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
		44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
		45	フェノール類	フェノールの量に換算して、 0.005mg/L以下
	一般性状	46	有機物 (全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
		47	pH値	5.8以上8.6以下
		48	味	異常でないこと
		49	臭気	異常でないこと
		50	色度	5度以下
		51	濁度	2度以下

*安全・安心のためには、全項目検査(51項目)が適当ですが、不適合項目がない場合は、この検査は、2~3年毎に実施することが望ましいです。

*なお、全項目検査(51項目)において、不適合項目がなかった場合でも、毎年省略項目(11項目)、又は省略項目+推奨項目の検査を年1回以上、定期的実施することが望ましいです。